

第 2 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 平成31年 4 月 18 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後 3 時

出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	野 口 達 也
3 番委員	関 口 博 昭	4 番委員	土 方 清 一
5 番委員	瀧 柳 正 明	7 番委員	元 木 幹 夫
8 番委員	榎 本 弘 行	9 番委員	川 端 宏 志
10番委員	鈴 木 正 勝	11番委員	森 田 晃 章
12番委員	伊 藤 義 治	13番委員	原 勇
14番委員	井 上 一 郎	15番委員	熊 井 守
16番委員	杉 崎 一三六	17番委員	富 澤 保 夫
19番委員	小 野 一 弘	20番委員	井 上 眞 一

欠席委員

6 番委員	鳩 山 隆 史	18番委員	荻 本 末 子
-------	---------	-------	---------

事 務 局

局長	元木勇治	次長	今村好一
書記	中野詳一		

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22期第2回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、18名の委員の出席をいただいておりますので、農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、6番議席の鳩山委員、18番の荻本委員につきましては、本日は都合により欠席する旨の連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしく申し上げます。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。先日、4月1日の委嘱式、また第22期第1回総会、お疲れさまでした。本日、第2回総会からは実質的な協議が始まります。また、本日総会終了後には約1時間の研修会、その後懇親会を行いますので、参加される方はよろしく願いいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、議席番号順に1番議席の吉井美華子委員、2番議席の野口達也委員をお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局から説明します。よろしく申し上げます。

○中野書記　それでは、専決処分の報告をさせていただきます。先日前送らせていただいております総会の資料、報告第8号をごらんください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法第3条は、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権等の権利を設定する場合には、農業委員会の許可を受けることとなっておりますが、その権利の移転が相続または法人の合併、分割の場合は、農地法第3条の3の規定により農業委員会への届け出とすることとなっております。今回、相続による所有権の移転の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

番号1をごらんください。土地の所在は入間町2丁目●●番●●外1筆、面積は合計で

464平方メートルであります。権利を取得した者は●●●●氏であります。3月27日に届け出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号2をごらんください。土地の所在は入間町2丁目●●番●●外2筆、面積は合計で1,148平方メートルであります。権利を取得した者は●●●●氏であります。3月27日に届け出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料の報告第9号をごらんください。

報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。この届け出は、土地の権利の移動を行い、農地を農地以外のものに転用するものでございます。

番号1についてご説明をいたします。土地の所在は西つつじヶ丘1丁目●●番●●、面積は1,436平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は東京電力パワーグリッド株式会社であり、転用目的は共同溝への冷却設備の導入であります。遠藤前委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。こちらの土地につきましては、生産緑地でありましたが、公共事業として国道20号の共同溝への冷却設備の導入並びに地域供給用ケーブルの敷設に伴い、新たに調整所を建設し、共同溝とトンネルで連結するため当該土地を使用することとなったため、生産緑地法第8条4項の規定により、行為制限の解除となりました。今般、譲渡人と譲受人との間で地上権の設定を行い、地目の変更を行うための農地転用でございます。なお、3月18日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、3月22日に受理通知書を交付しております。

番号2についてご説明をいたします。土地の所在は多摩川1丁目●●番●●、面積は100平方メートルであります。譲渡人は武蔵開発株式会社、譲受人は●●●●氏と●●●●氏であります。転用目的は戸建て住宅の建設であります。こちらの土地につきましては、事務局職員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。こちらの土地は生産緑地でありましたが、相続による買い取り申し出を経て、行為制限の解除となっております。その後、農地法第5条の届け出により、開発業者への所有権移転となっております。今般、分譲住宅の建設が計画され、元地番から分筆を行い、改めて農地法第5条の届け出がなされたものでございます。分筆前の元地番においては、既に農地法第5条の届け出がされており、所有権の移転が済んでいるところではありますが、法務局においては、地目変更の利用目的が更地などのような流動的な土地につきましては、認可可能に

なるまでの間、認定は行わないということになっておりますので、元地番の届け出においては、地目の変更は認められませんでした。開発行為を伴うような大きな農地の転用につきましては、その元地番の農地法第5条の受理通知書では、元地番の所有者の農家さんから開発業者等への所有権の移転のみが行われるということになります。よって、分筆等を行い、所有権の移動を行う際には、再度、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届け出が必要になります。今般、区画により土地が分筆され、戸建て住宅の建設が計画されたことから、改めて地目変更のための農地法第5条の届け出を受けたものでございます。

専決処分の報告は以上になります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご質問はございますか。ありましたらお願いします。——ご質問、ご意見がないようですので、以上をもって2件の報告を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第4、議案第1号「平成31年度調布市農業委員会活動計画について」を議題といたします。事務局が朗読します。

○今村事務局次長　議案第1号「平成31年度調布市農業委員会活動計画について」、上記の議案を提出する。平成31年4月18日。提出者、調布市農業委員会会長、元木幹夫。

提案理由。平成31年度調布市農業委員会活動計画を決定するため、提案するものであります。

○議長　ただいま議案第1号について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いします。

○中野書記　それでは、議案第1号「平成31年度調布市農業委員会活動計画について」ご説明をいたします。議案資料、平成31年度調布市農業委員会活動計画をごらんください。

最初に、基本方針であります。調布市の農業の目的といたしましては、市民が望む新鮮で安全・安心な野菜や果実、花きなどを提供することとしております。この目的を達成するため、生産面でのさまざまなチャレンジを行うなど、農業の活性化に向けた積極的な取り組みを行っています。また、農地の緑は生活に潤いと安らぎをもたらすほか、防災面では災害時の避難場所として市民の生命と安全を守る場所としての役割を担い、さらに、環境学習や食育教育、伝統文化の継承など、多面的な機能もあわせもっております。

しかしながら、都市における農業、農地の重要性がますます増大する中、農業に従事する者の高齢化や後継者問題があります。これは相続の際の相続税の支払いに伴う農地売却による耕作面積の縮小など、農業をめぐる環境は大変厳しくなっています。そして、都市農業では、近隣宅地への農薬の飛散や臭気の問題などによる周辺住民からの苦情が寄せられていることもあります。

このような状況の中、国は平成27年に都市農業振興基本法を制定いたしました。今後、私たちはこの法に基づく目的や基本理念を踏まえ、都市農業の農地施策を推進することになりました。また、平成29年には、都市緑地法の一部改正により農地が緑地の一部となり、都市農地は宅地化すべきものから都市にあるべきものへと位置づけが変わりました。さらに平成30年には、都市農地の賃借の円滑化に関する法律が施行され、都市農地の有効活用が図られました。調布市農業委員会では、その機能を一層強化し、法令業務のほか、次のとおり農地の保全と都市農業の育成に努めることといたします。

その中で、次のページになりますが、次の6つを基本方針として掲げております。1、地産地消・食育を推し進め、市民が望む新鮮で安全かつ安心な農産物を提供する。2、優良農地の確保・保全のため生産緑地の再指定を含めた追加指定を促進するとともに、適切な肥培管理の指導に努める。3、意欲ある農業の担い手確保のために、多くの認定農業者の認定と相談会の開催など、育成支援策に力を注ぐ。4、都市農業の持続的発展を図るため、安定した農業経営の確立に向けた財政的支援を関係機関に要請する。5、環境にやさしい農業を推進するため、農薬を減らし有機肥料等の利用促進を図る。6、特定生産緑地制度は、今後の都市農業・農地の行方に大きく影響することから、特定生産緑地制度を知らない生産緑地所有者をひとりもつukらない活動を進める。

以上の基本方針を掲げて活動してまいります。

次に、会議についてであります。法令業務である審査処理等を行うため、毎月総会を開催するほか、役員会、部会を開催いたします。

続きまして、次のページになりますが、農政活動についてであります。

1、研修会・勉強会の開催について。農業委員活動の充実を図るため、研修会や勉強会を開催します。

2、農地の肥培管理調査指導について。農地の肥培管理調査指導として、生産緑地や相続税納税猶予適用農地等について、農地利用状況調査、農地パトロールを行い、肥培管理の状況により管理不十分な農地や耕作されていない農地については指導を行い、あわせて

無断転用の防止に努めます。

3, 日常的な活動として農業経営相談等を実施し, 農家の支援に努めます。また, 「農業委員会だより」を発行し, 農業の啓発に努めます。

4, 都市農業の育成として, 都市農業育成を推進するため, 農業施策の充実を図るよう関係各機関へ要望いたします。

5, 認定農業者制度の推進として, 認定農業者制度を推進し, 担い手の育成と支援のため研修会や講演会等を開催し, 学習機会を設けます。

6, 農業経営者クラブの育成として, 農業委員は農業経営者クラブの運営委員でもあることから, クラブの活動を支援し, 育成します。

次のページです。7, 農業まつりの参画について。調布市及びマインズ農業協同組合, 生産者団体等で組織する農業まつり実行委員会に参画し, 農業相談等を実施し, 市民の農業に対する関心を深めます。

8, 農業委員活動記録の徹底について。農業委員の活動記録をカードに記載することにより, 活動の記録化を徹底することとしております。

9, 関係行政機関への意見提出について。改正農業委員会法に基づき, 必要があれば関係行政機関に対して農業施策等に関する意見書の提出を行います。

最後に, 重点項目といたしましては, 農地の保全・利活用ステップアップ運動を推進し, 宅地化農地について生産緑地追加指定を推進するなど具体的な取り組み目標を定め, 以下に掲げるとおり, 農業委員会組織活動及び農業委員による情報収集, 発信活動の推進を図ります。

1, 農地制度の浸透をさらに図ります。生産緑地制度や相続税納税猶予制度など, 都市農地を守る制度について周知を図ります。また, 都市農地が担う多面的な機能を市民に広く伝えます。

2, 交流を図ります。懇談会や地域での会合等を通じて認定農業者等に情報の提供を行うとともに, 意見の集約を行います。

3, 農地の利用促進活動の推進について。農地利用状況調査等を通じて, 農地の肥培管理徹底を図ります。

4, 生産緑地などを初めとする農業関連法令改正に関する情報提供を行います。

説明は以上になります。

○議長 　ただいま事務局から説明がありましたことについて, 何かご質問がありましたら

らお願いします。土方委員。

○土方委員　これごもっともなことが書いてあるのですけれども、行政だけではできないと思うのです。農薬の管理とか緑地の管理とかいろいろな。やはり農協さんとの連携がないと難しい問題だと思うのです。本質的に相続が発生したときに生産緑地の解除等はこちらですけれども、維持費に関しては農協の経済課とか、そういうところと連携をしないと意外と難しい問題だと思うのですが、我々が幾らやっても、多分これはきついと思います。農薬の取り扱い等は農協さんの経済課の職員が毒物劇物等のをもっていますから、そういうところと密に協力し合ってやったほうがいいと私は思うのです。

○議長　事務局、お願いします。

○中野書記　今のお話につきましては、農業委員会と農協さんの協力をもっとここに入れたほうがいいのではないかとということですよ。

○土方委員　そういうことです。

○中野書記　実は農業委員会、事務局の話になってしまうのですけれども、市の機関である農政課というところがありまして、その併任職員でもあります。そこで農業委員会もつながっているわけなのですが、農政のお話をさせていただきますと、市のほうでは農協さんと協力をさせていただいて、農薬についても連絡を取り合ったりして、皆さんに肥料をお配りしたりというのは、農政の市のほうの予算を使ってやらせていただいておりますので、答えになっているかどうかわからないのですけれども、ここに載せるかどうかはお諮りいただくことになると思うのですが、一応、状況としては、今お話にあったようなことは農政のほうの機関でやらせていただいているということになります。

○土方委員　援農相談とかは農協でやっているでしょう。

○議長　やっていますね。

○土方委員　農業委員会はタッチしていませんよ。

○議長　していませんね。

○土方委員　ああいうことをやってもいいのではないかといいようには思いますよね。あれは農協の取り組みではないですか。

○中野書記　農協さんのほうで取り組んでいただいています。

○土方委員　農業指導というのを、あれは月に2回だっけ、1回だっけ。

○議長　2回。

○土方委員　2回だよ。私ももともと農協職員なのです。だから、もっと密にやっ

たほうがいいと思います。都市農政と地方の農政は全然違いますから。あと、農地を継ぐ若い方がだんだん減っていらっしゃるの、その点もある程度考えていく時期ではないかと思います。

○議長 では、土方委員、その件に関しましては、事務局のほうで一任させていただきまして、検討させていただきたいと思いますので、それではよろしくお願いします。

○土方委員 はい。

○議長 そのほかにご質問ございませんか。——ご質問、ご意見がないようですので、報告のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第5、報告事項を議題といたします。1、平成30年度調布市農業委員会事務事業報告について、2、平成31年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、3、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業を行っている旨の証明）について、4、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてを事務局から説明します。よろしくお願いします。

○中野書記 それでは、報告事項についてご説明をさせていただきます。最初に、報告事項1、平成30年度調布市農業委員会事務事業報告についてご説明いたします。資料の平成30年度調布市農業委員会事務事業報告をごらんください。

1番、会議につきましては、総会を12回開催し、農地法第3条、4条、5条、18条関係、生産緑地法第10条の主たる従事者の証明、租税特別措置法第70条の6第1項の適格者証明、引き続き農業経営を行っている旨の証明の審査を行いました。審査届け出件数の合計は147件であり、許可・承認等の合計件数は同じく147件でありました。

次に、農地の転用事実についての法務局からの照会が67件ありました。この照会は、法務局への登記申請があった際に、登記地目が田や畑であった際に、その現況についての照会が農業委員会にあります。この照会では、その全ての現況が田や畑でない旨を回答しております。

次に2番、農政活動についてであります。次のページをお願いします。(1)研修会として2回開催いたしました。(2)農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールを2回実施し、農地の適正な管理に努めました。(3)農業相談・啓蒙活動から(11)東京都農業委員会・農業者大会までにつきましては、農業委員活動記録カード、農業経営者クラブの育成支援、

農業まつりにおける農業なんでも相談などの活動を行いました。

続きまして、3の役員活動でございます。1の会議、(2)役員会に記載してあります役員会を12回開催したほか、会長が東京都農業会議事業推進協議会から始まり、次のページの東京都農業会議通常総会までさまざまな活動を行いました。また、副会長、土地利用部会長、農業経営部会長が農業会議、農業委員会活動推進フォーラムへの参加等の役員活動を行いました。

次のページの下の方にあります4、顕彰受賞者につきましては、東京都農業会議主催の企業的農業経営顕彰、農業後継者顕彰及び農業功労者感謝状、そして、北多摩地区農業委員会連合会主催の優秀農業経営顕彰について対象者を推薦し、記載されている方がそれぞれ受賞されております。

次のページをお願いいたします。続きまして、報告事項2、平成31年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況についてであります。

最初の表、平成31年度農業委員会審議状況(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況をごらんください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届け出が件数2件、面積1,612平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表になります。平成31年度農業委員会審議状況(2)をごらんください。宅地として農地転用したものではありません、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届け出はありませんでした。所有権等の移転を伴う農地法第5条が件数2件、面積1,536平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表になります。平成31年度目的別農地転用状況についてでございます。真ん中の表の宅地として農地転用したものの内訳になります。農地法第4条は変更ございません。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数1件、面積100平方メートル、一番下の段になります、その他に転用したものが件数1件、面積1,436平方メートルであります。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数2件、面積1,536平方メートルであります。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項3をごらんください。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものでございます。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は仙川町1丁目●●番●●外8筆、面積は合計で7,220平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。浜島前委員が現地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は野水1丁目●●番●●外3筆、面積は合計で1,914平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口前委員が現地確認をしております。

番号3についてご説明いたします。土地の所在は国領町5丁目●●番●●外6筆、面積は合計で1,599平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。杉崎修前委員が現地確認をしております。

番号4についてご説明いたします。土地の所在は深大寺北町3丁目●●番●●外1筆、面積は合計で2,325平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。青木前委員が現地確認をしております。

なお、番号1から番号4につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料の報告事項4をごらんください。

生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてご説明をいたします。この届け出は、生産緑地に係る農業の主たる従事者である旨を証明するものでございます。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は西つつじヶ丘4丁目●●番●●外3筆、面積は合計で1,118平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。遠藤前委員が現地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は小島町2丁目●●番●●，面積は684平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。杉崎委員が現地確認をしております。

なお、番号1及び2につきましては、申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご質問がありましたらお願いいたします。——ご質問もないようですので、以上4件の報告を了承することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、報告のとおり了承することといたします。

次に、連絡事項及びその他について事務局から説明します。

○元木事務局長 私から連絡事項についてご説明いたします。

まず、連絡事項1、次回の総会日程についてでございます。記載のとおりとなりますが、次回の総会は5月16日木曜日午後3時から、こちらの場所、文化会館たづくり10階にあります1001学習室で行います。役員会は同じく午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2、その他でございます。ノー上着、ノーネクタイ運動の実施についてでございます。市においては、省資源・省エネルギーの推進を図る観点から、5月1日から10月31日までの期間中における服装については、特に指定された場合を除き、原則として上着は着用せず、執務期間中の服装ということを十分認識した上で実施しております。

次に、こちらは口頭での報告となります。資料はございませんのでよろしくお願いいたします。市では、調布の魅力発信事業に取り組んでおりまして、現在、30分間のケーブルテレビ、J：COMの番組の中で木島平村の旬の食材について紹介しております。5月からは調布市の農作物についても紹介させていただきます。第1回目の放送は5月5日から11日までで、JA神代支店からの紹介となります。こちらケーブルテレビの放送チャンネルはJ：COMチャンネル、デジタル11チャンネル、番組名は「テレビ広報ちょうふ」、1日3回放送しておりまして、放送時間は午前零時、16時、20時でございます。なお、今後もこの取り組みは継続していきますので、次回の放送は夏野菜で夏ごろを予定しているとのことでございます。

最後に、本日の配付資料の件でございます。皆様のお手元にある調布市農業委員会の名簿とあわせて、東京都農業会議情報の冊子なども配付しておりますので、後ほどごらんください。

私からは以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご質問がありましたらよろしくお願いいたします。——ご質問もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了したので、これで第2回農業委員会総会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後3時38分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

1 番委員

2 番委員